

京都市告示第 364 号

平成9年3月14日付けで地方自治法第260条の2第1項に定める団体として認可した醍醐北団地会について、同条第11項の規定に基づき変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年1月23日

京都市長 榎本 頼兼

1 変更事項

事務所の所在地

2 変更内容

(1) 変更前

京都市伏見区醍醐京道町5番地の3

(2) 変更後

京都市伏見区醍醐京道町2番地の1

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)